

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	64 件
国民年金関係	41 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで
申立期間についての催告状が送付されてきたので、A市に問い合わせたところ、その催告状と保険料を持参するように言われた。
後日、A市役所で申立期間の保険料をまとめて納付した。
申立期間当時、生活が苦しかった訳では無く、A市役所で保険料を納付したので未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、その後、申立期間を除き平成19年5月までの期間に未納期間は無い。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと陳述しているところ、夫婦の保険料の納付状況の確認できる昭和48年度及び54年度以降の納付形態は同一であることから、夫婦二人分を一緒に納付していたものと考えられ、申立期間について申立人の夫は現年度納付している。

さらに、申立期間の前後は現年度納付されている上、申立期間は9か月と短期間である。

加えて、申立人は、申立期間後の昭和50年1月から同年3月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点で現年度納付することが可能であった申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年3月まで

私は、婚姻した当初よりA市に居住している。夫の仕事の都合で本籍をB市においていた時期もあったが、居住したことは無く住民票はA市においていた。

夫と義母が国民年金保険料の集金に来てもらっていたので、私も加入手続をした。手続は、集金人に依頼した。

国民年金保険料は、夫が私の分も一緒に夫婦二人分を店の方で納めていたが、店と家が近かったので、店が休みの時は家の方へ集金に来ており、その時は私が夫婦二人分の保険料を納付したこともあった。私が納めた夫婦二人分の保険料については、昭和42年及び43年の家計簿に残っている分もあり、当時の保険料は月200円で、夫婦二人分の保険料として「年金400円」と記入されている。

申立期間と同じ期間、夫と義母は納付の記録になっているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月の婚姻当初より国民年金に加入して、夫と共にA市の集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格の記録をみると、市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録から昭和42年9月1日に強制加入となっていることが確認できる。この場合、申立期間のうち、同年5月から同年8月までの期間は未加入期間となるため、保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和44年3月に

払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、42年9月から43年3月までの期間については過年度納付となるが、市では集金人による過年度納付は取り扱っておらず、集金人に納めたとする申立てとは符合しない。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、住所欄の最初にはB市の住所が記載されており、申立人の手帳記号番号はA市を管轄するC社会保険事務所ではなく、B市を管轄するD社会保険事務所から払い出されている。また、申立人のA市における住民票を見ると、住民となった年月日は昭和44年9月8日と記録されており、結婚してから住民票はA市にあったとする申立人の陳述とも符合しない。

また、手帳記号番号払出簿の記録をみると、申立人の手帳記号番号がC社会保険事務所へ移管されたのは昭和45年7月であることが確認できる。この場合、42年9月から45年3月までの保険料は、B市で納付する必要があり、A市の集金人に納付したとする陳述とは符合しない。一方、申立人の夫の記録をみると、昭和36年4月にA市で手帳記号番号の払出しを受け、その後、市の被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳のいずれの記録からも国民年金の住所変更手続きが行われた痕跡こんせきが無く、申立人の夫はA市で継続して保険料を納付していたものと考えられる。

なお、申立人の所持する家計簿には昭和42年11月、43年2月、同年4月及び同年12月の欄に「年金400円」と記載されているが、いずれも申立人の手帳記号番号が払い出される以前の期間であり、また、申立人の夫の保険料納付日が確認できる昭和39年度、40年度及び45年度の申立人の夫の納付記録をみると、市の被保険者名簿から、2か月間から3か月間ごとに納付されていることが確認でき、申立人の所持する家計簿に記載された保険料が申立人とその夫の夫婦二人分の保険料とは考え難い。

一方、申立人の手帳記号番号が昭和45年7月に移管されていることから、申立期間のうち、同年4月から46年3月までの保険料についてはA市の集金人に納付することは可能である。また、この間の申立人の夫の納付記録をみると、市の被保険者名簿から、現年度納付がなされていることが確認できる。通常、集金人であれば、夫婦の一方だけを集金するとは考え難く、申立人の保険料も納付されていたとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から49年12月まで
② 昭和50年1月から同年12月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和47年8月に結婚して家業を継ぐために、勤務していた会社を退職した。その際に、両親共に国民年金の有り難さを十分実感していたので、実父が私の国民年金加入手続をしてくれたと思う。その数か月後、自宅に納付書が届き、以降自身で取引銀行の窓口で納付書により、申立期間①及び②の国民年金保険料を支払った。

また、申立期間③については、取引銀行の窓口で納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を支払った。妻が納付済みなのに、私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、取引銀行の窓口で、納付書により申立期間①及び②の自身の国民年金保険料を、また、申立期間③の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同手帳記号番号は昭和50年12月26日に、また、申立人の妻の同手帳記号番号は、51年2月16日にそれぞれA市で払い出されており、一緒に納付していたとする妻の保険料については、同年1月から現年度納付されていることが確認できる。また、申立期間③の直後の同年4月以降の国民年金保険料については定額保険料に加えて、付加保険料を納付していることも確認できる。これらのことから、納付の意思をもって国民年金に加入したとみられる申立人が、加入手続

後の申立期間②及び③のうち 50 年 12 月から 51 年 3 月までの期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、現年度納付したと考えることが自然である。

また、手帳記号番号払出時点からみて、申立期間①及び②のうち、昭和 47 年 8 月から 50 年 3 月までの期間の保険料納付は、過年度納付及び特例納付制度を利用することが必要であり、現年度納付することはできず、一方、同年 4 月から同年 11 月までの期間の保険料については、制度上現年度納付することはできるものの、A 市では当時、年度途中での加入の場合、加入月以後の分の納付書しか発行していなかったとしている。

さらに、申立期間の保険料納付が可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、同手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年9月まで

私は、昭和45年ごろ区役所から来た集金人に国民年金への加入を勧められたので家族5人一緒に加入した。5人全員の保険料納付をまとめてくれと男性集金人に言われたので、毎回私が印紙を買い、5人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。

集金人が昭和46年2月9日に昭和45年度分の最後の集金に来た際、来年度の分として46年度の集金カードを作り、家族全員の5枚の集金カードを私の45年度の印紙貼付部分ちようふの裏にホッチキスで止めた。46年度の保険料はその集金カードに印を押すかたちで納付し続けたが、昭和46年12月に基礎台帳を作るので御協力くださいと集金人が言い、昭和45年度の印紙貼付部分ちようふとともに家族5人分の集金カードを切り取って持ち去った。

また、昭和47年1月以降も印紙により納付しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身、妻、次弟、妹及び末弟の家族5人で国民年金へ加入し、申立人が、申立期間の国民年金保険料を、家族の分と一緒にまとめて集金人に納付したと申し立てしているところ、申立人及びその家族の国民年金手帳記号番号はともに昭和45年9月28日に払い出されていることが確認できる。

そこで、社会保険事務所の納付記録を見ると、申立人を含めた家族5人の保険料は納付済期間のすべてが現年度納付されて、未納催告を受けた事蹟じせきも確認できず、また、申立人自身については、申立期間の18か月を除き60歳に至るまで国民年金保険料を完納しており、納付意識が高いものと考えられる。

また、納付記録をみると、申立人の申立期間直前の期間である昭和46年1月から同年3月までの保険料について当初は未納とされていたが、年金手帳に検認印があることから平成18年9月に納付済みに訂正されていること、妹の昭和45年度の保険料についても同様に平成18年8月に納付済みに記録訂正されていること、また、妻の年金手帳を見ると昭和45年度及び47年度の印紙検認台紙が切り取られていない上、昭和47年10月から同年12月までの期間の保険料の印紙貼付^{ちようふ}及び検認を45年10月から同年12月の印紙検認欄に行っているなど事務処理の混乱が多数確認でき、申立期間当時の記録管理及び収納業務において何らかの事務的過誤が生じていたと考えられる。

さらに、申立期間は国民年金手帳記号番号払出日のほぼ直後の期間に当たり、納付意識の高かったとみられる申立人が、国民年金への加入手続後間もない申立期間について、保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年3月まで
② 昭和62年1月から同年3月まで

義母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。詳しいことは覚えていないが、確か集金人が店に来ていたように思う。一緒に夫婦二人分の保険料を納付していた夫が納付済みであるにもかかわらず申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②の保険料について、当時は夫婦二人分を一緒に銀行口座振替で納付していたはずであるのに、3か月分の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、昭和39年10月に国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立期間及び平成9年10月の1か月を除き国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、また、申立期間①当時、申立人及びその夫の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母も、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に至るまでの保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①当時の保険料納付は、集金人による印紙検認方式であり、店に集金人が来ていたとする申立内容と符合し、当時、申立人と同居するとともに、一緒に商売に従事していた申立人の夫及び義母の保険料は、すべて納付済みとなっていることから、申立人の6か月の保険料のみ集金人が徴収しなかったと考えることは不自然である。

次に、申立人は申立期間②の保険料について、口座振替により納付したと申

し立てているところ、A市では昭和50年8月から国民年金保険料の口座振替が可能であり、預金口座の残高不足により口座振替が不能の場合は、翌月に市から納付書が送付され、過年度未納者に対しては、翌年度に社会保険事務所から納付書が送付されていた。

そこで、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間②前において、口座振替開始後と考えられる昭和56年1月から同年3月までの保険料について、夫婦共に過年度納付していることが確認でき、また、申立期間②後においても、口座振替ができなかった場合、後日現年度納付又は翌年度に過年度納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料について未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで
会社を辞めた後は、妻と一緒に夫婦二人分の保険料を納付した。途中の期間で6か月分を未納にすることは考えられないので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間94か月のうち、申立期間を除く88か月間の保険料は納付済みである上、夫婦二人分を一緒に納付したとする妻の記録をみると、任意加入期間175か月を含む国民年金加入期間273か月のうち、267か月間の保険料は納付済みであることから、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦の保険料納付日をみると、申立人が国民年金に加入した昭和59年12月以降、申立期間を除き平成4年3月まで、ほぼ夫婦同一日に納付していることが、社会保険庁の電算記録及び市の収滞納記録から確認でき、退職後は夫婦と一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の陳述と符合している。

さらに、申立人夫婦の被保険者台帳は、昭和60年4月に、前住地管轄社会保険事務所から夫婦が当時居住していたA市を管轄する社会保険事務所へ移管されているとともに、申立期間直後の夫婦の納付記録をみると、A市において、夫婦同一日に現年度納付していることが、同市の収滞納記録から確認できることを踏まえると、申立期間についても同様に現年度納付は可能であったほか、通常、時効が先に到来する申立期間を未納としたまま、同一年度内の継続する直後の期間の保険料を納付することは不自然である。

加えて、申立人夫婦の被保険者台帳を見ると、申立人は申立期間直前の2

か月、申立人の妻は3か月について、いったん現年度納付の処理がなされた後、未納に訂正された形跡が認められる。一方、電算記録上、これらの期間は納付済みとして管理されており、被保険者台帳の記録と齟齬^{そご}がみられるほか、当時は社会保険庁のオンラインシステム化への移行時期に当たっており、夫婦の納付記録の管理に、混乱が生じていた可能性も否定できない。これらの点を踏まえ、申立人夫婦の納付意識の高さを鑑^{かんが}みると、申立期間の保険料は現年度納付がなされていたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで
夫が会社を辞めた後は、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付した。途中で6か月を未納にすることは考えられないので、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は任意加入期間175か月を含む国民年金加入期間273か月のうち、申立期間を除く267か月間の保険料は納付済みである上、夫婦二人分の保険料と一緒に納付したとする夫の記録をみると、国民年金加入期間94か月のうち、88か月の保険料は納付済みであることから、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦の保険料納付日をみると、申立人の夫が国民年金に加入後、申立期間を除き平成4年3月まで、ほぼ夫婦同一日に納付していることが、社会保険庁の電算記録及び市の収滞納記録から確認でき、退職後は夫婦二人分を納付していたとする申立人の陳述と符合している。

さらに、申立人夫婦の被保険者台帳は、昭和60年4月に、前住地管轄社会保険事務所から夫婦が当時居住していたA市を管轄する社会保険事務所へ移管されているとともに、申立期間直後の夫婦の納付記録をみると、A市において、夫婦同一日に現年度納付していることが、同市の収滞納記録から確認できることを踏まえると、申立期間についても同様に現年度納付は可能であったほか、通常、時効が先に到来する申立期間を未納としたまま、同一年度内の継続する直後の期間の保険料を納付することは不自然である。

加えて、申立人夫婦の被保険者台帳を見ると、申立人は申立期間直前の3か月、申立人の夫は2か月について、いったん現年度納付の処理がなされた

後、未納に訂正された形跡が認められる。一方、電算記録上、これらの期間は納付済みとして管理されており、被保険者台帳の記録と齟齬がみられるほか、当時は社会保険庁のオンラインシステム化への移行時期に当たっており、夫婦の納付記録の管理に、混乱が生じていた可能性も否定できない。これらの点を踏まえ、申立人夫婦の納付意識の高さを鑑みると、申立期間の保険料は現年度納付がなされていたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで

私は、国民年金保険料を支払わなければならないと知ってからは、それ以降の保険料をすべて納めている。申立期間当時の保険料は、私が銀行窓口で支払っていた記憶がある。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、任意加入被保険者及び第3号被保険者への切替手続も適切に行っていることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間は現年度納付している。

さらに、申立人は、当時、夫はA社に勤務し収入も高く、申立人もパート勤務を行っていたとし、経済的に余裕があったと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私の国民年金は、結婚当初に夫の父が加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料は、夫の父が経営する店舗に3か月ごとに訪れる集金人に、私が夫婦二人分を一緒に支払っていたが、当時、私は店舗に常駐しながら子供の世話をしていたこともあり、その都度、手帳の検認印を確認していなかった。また、当時は店舗の経営も順調であり、保険料が支払えないことは無かった。夫が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年度の印紙検認記録欄をみると、申立期間に検認印が認められないことから、申立人は、申立期間の保険料を集金人に現年度で納付していなかったものと考えられる。

一方、特殊台帳をみると、昭和55年1月から同年3月までの未納保険料を夫婦二人共に過年度納付していることが確認でき、未納解消の努力がうかがえる。

また、申立人は、納付を開始した昭和47年4月から店舗を廃業する60年まで、申立期間の3か月を除き、国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえるとともに、申立人の夫は、申立期間は納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間当時、店舗の経営も順調であったとし、保険料を支払えない状況では無かったとしていることなどを考慮すると、申立人が申立期間の保険料を過年度により納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 12 月 4 日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社で勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年1か月後の昭和40年12月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和40年3月に婚姻し氏名変更しているが、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の氏名は変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は変更前の氏名で請求されたものと考えられ、不自然である。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年9月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月23日から32年3月1日まで

私は、昭和23年3月にA社に入社し、31年9月1日に同社D支店からC支店に転勤となった後、32年9月30日に退社した。

しかし、社会保険事務所の記録では、D支店からC支店に転勤した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る給与台帳から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年9月23日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年3月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月16日から44年1月11日まで
私は、昭和38年3月5日にB社に入社以来、関連会社を含め同社に継続して勤務し、平成16年11月16日に定年退職した。
しかし、社会保険庁の記録では、A社からC社へ異動した時期の厚生年金保険の記録が1か月間空白となっているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社提出の人事記録により、申立人が、申立期間を含め継続してB社のグループ企業に勤務していたこと(昭和44年1月11日付けでA社からC社に異動)、及び申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成2年3月31日にA社を退職したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月1日ではなく、同年3月31日となっている。給料明細書からも平成2年3月の保険料が控除されていることが分かるので、厚生年金保険の1か月間の空白期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び事業所から提出された在職期間証明書により、申立人は、A社に平成2年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪

失日を平成2年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

昭和42年3月17日A社に入社し、平成15年7月31日に退職するまで同社に在籍していた。途中、昭和47年9月から、49年1月までB社に出向していた期間も、給与から保険料を控除されていた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無かった。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和47年9月にA社からB社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年7月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和46年ごろに区役所から国民年金の加入勧奨の案内が届き、夫がA区役所に出向いて私の分も併せて手続をしてくれた。その時に、国民年金保険料をさかのぼって納められると聞き、夫が夫婦二人分の保険料を納付したはずであるが、申立期間について夫は納付済みとなっているものの、私の記録が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和46年ごろに夫婦二人分の加入手続を一緒に行い、その時に夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号払出日の記録から47年1月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

ところで、申立人及びその夫の特殊台帳をみると、年金受給権を確保するために特例納付の納付勧奨を行った旨の記録がみられ、申立人の夫については昭和40年4月から46年12月までの保険料を第2回特例納付期間中に特例納付した記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和46年4月から60歳に到達するまでの期間について、保険料を完納すれば年金受給資格に必要な300月を満たすことが可能であったことが分かることから、納付時期は特定できないものの、同年4月から同年12月までの国民年金保険料を特例納付したものと推測できる。一方、申立人の夫は申立人より年齢が5歳高いことから、年金受給資格に必要な288月を満たすために40年4月から46年12月までの保険料を特例納付したものと考えられる。

これらのことから、申立人及びその夫は特例納付の勸奨を受け、年齢の違いにより特例納付した期間は異なっているものの、それぞれ年金受給資格を満たすために最低必要な年月までさかのぼって特例納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの期間、39年1月から40年12月までの期間及び47年9月から49年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和39年1月から40年12月まで
③ 昭和47年9月から49年4月まで

私は、昭和36年4月に国民年金制度が発足後間もなく、近所の人から聞き、夫と一緒にB区役所に行き夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。

私の夫は昭和33年ごろから経済的に苦しく、当時の取引先である会社からの前借り又は私の父の援助などで弟子の給料を支払っていたため、国民年金保険料は一時期未納であった。ところが40年ごろに区役所の人に、今、未納の分の国民年金保険料を支払わないと権利を失うと言われ、会社から再度の前借りをして、申立期間①及び②の国民年金保険料をB区役所で納付した。しかし、詳しい金額や納付書だったかどうかは覚えていない。

申立期間③について、私の夫は会社に勤めていたが、夫が厚生年金保険に入っていることは知らなかった。また、私が任意加入期間ということも知らなかったので国民年金保険料は夫の分と一緒に夫婦二人分を納付していた。

しかし、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、昭和36年6月29日にA市B区で夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人は、経済的理由により、その当時は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しておらず、昭和40年ごろに区役所の窓口で一括納付したと申し立て

ているところ、同年時点において、申立期間①の保険料は区役所の窓口で納付することはできない。

また、申立期間②についても、その一部の期間の保険料は過年度保険料となり、区役所の窓口で納付することはできず申立内容と符合しない。

さらに、申立人の夫についても、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納となっている。

加えて、国民年金保険料を一括納付したとする期間の記憶が曖昧であるほか、納付金額を一切記憶していないなど、その納付状況も明らかでない。

申立期間③については、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、申立人は強制加入被保険者資格を喪失することとなると考えられるところ、申立人の特殊台帳を見ると、昭和47年9月に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、49年5月に再び強制加入被保険者資格を取得していることが確認できる。申立人はこの期間について任意加入の手続をした記憶も無く、申立人の任意加入をうかがわせる事情等も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から61年12月まで

私は、昭和51年4月ごろにA市B区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その時に1回目の保険料を納付した。その後は母親に納付書を渡し、当初は1か月ごとに納付し、その後、年払いの方法に切り替えて納付してもらった。保険料の納付場所は郵便局で、保険料額は現在の保険料額（月額1万4,100円）の半分ぐらいだったと思う。

自分で保険料に充てるお金を工面し、納付したのに申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月ごろにA市B区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年4月ごろにA市B区で払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間の保険料は制度上納付できず、また、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の作成日も平成元年5月15日となっている。

また、現年度納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の存否について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は申立期間の保険料額を、現在の保険料額の半額ぐらいであったとしているが、申立期間当初（昭和51年4月から52年3月まで）の保険料額は1,400円であり、申立金額と異なっている。

加えて、保険料納付記録をみると、申立人は申立期間直後の昭和62年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、平成元年

4月に手帳記号番号が払い出された時点で、制度上納付が可能な時点までさかのぼって納付したものと考えられる。

このほか、申立期間について納付を行った事情等を汲み取ろうとしても、新たな事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで

昭和37年10月に夫が会社を退職し、A市B区の自宅で商売を始めた。同年11月ごろに、夫がB区役所に行って夫婦二人分の国民年金の加入手続きをしてくれた。申立期間①の保険料は、私が、毎月自宅に来る区役所の集金人に支払っていた。また、保険料の納付方法は手帳に印紙を貼り付けると検認印を押してもらった。加入当初の月額保険料は一人100円で、その後、時期は分からないが250円に値上げになったと記憶している。しかし、申立期間①の保険料が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②の保険料については、C銀行D支店の窓口で納付書に現金を添えて夫婦二人分を3か月分ずつ納付したが、未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年11月ごろに夫が、A市B区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続きを行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は、43年12月3日に同市E区で払い出されており、この払出時点において、申立期間①のうち、40年12月以前の保険料は制度上納付できず、41年1月から43年3月までの保険料は過年度保険料となるため、B区役所の集金人に納付することはできない。

また、申立人は申立期間①の保険料を、自分で毎月集金人に支払っていたと申し立てているが、申立期間①のうち、昭和36年4月から37年10月までの期間は、夫が厚生年金保険に加入しており任意未加入期間となるため、さかの

ばって保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が必要であるところ、各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

次に、申立期間②前後の納付記録をみると、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料及び同年 4 月から同年 9 月までの保険料は、それぞれ時効直前の 60 年 1 月及び同年 7 月になって過年度納付していることが確認でき、さらに、申立期間直後の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの保険料についても、61 年 12 月 8 日以降に過年度納付されたと推測されるなど、申立人は必ずしも現年度保険料の納期限には納付しておらず、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料は未納となっている。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても新たな事情等は見出すことができない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から昭和39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、昭和37年5月ごろ、夫と共に国民年金に加入した。夫婦二人分の加入手続は、夫が市役所に行って手続をした。

昭和37年4月から、毎月、私が店に来てくれた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、時には2か月から3か月分を一度に支払った記憶がある。保険料は夫婦二人分で1か月350円又は750円だったと思う。

店を開業したばかりで、苦しいなかから支払った昭和37年4月から39年3月までの保険料が未納とされているのは納得できない。

申立期間の保険料は必ず支払っているので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月にA市に転居と同時に国民年金に加入し、同年4月の保険料から店で集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金の被保険者は、制度上、手帳記号番号の払出後でなければ国民年金保険料を納付することができないところ、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月に申立人の夫と連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人

の夫の保険料についても申立期間は未納である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書配控え等）が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年5月まで

私は、昭和44年11月ごろに転居手続のためにA市役所に出向いた際、国民年金課の窓口で20歳までさかのぼって保険料を納められる制度があると勧められ、離婚したばかりで手元にお金があったので、窓口で申立期間の保険料全額をさかのぼって一括して納めた。

私は、その時の保険料の額は覚えていないが、保険料を納めた際に新しい手帳が交付された覚えがある。

申立期間については、私がまとめてさかのぼって納付しているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月ごろ、申立期間に係る国民年金保険料を市役所の窓口でさかのぼって全額納付したと申し立てている。

しかし、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月に払い出されていることが確認でき、申立人は、この手帳記号番号を使用して、保険料を現年度納付することはできず、一部期間の保険料については、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする昭和44年11月ごろは特例納付期間に該当しないほか、申立人は、納付した保険料額について不明としているなど記憶があいまいである。

さらに、申立期間は、厚生年金保険加入期間で国民年金の未加入期間であったため、制度上申立人は、同時期の保険料をさかのぼって納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周

辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から57年3月まで

主人が会社を退職し自営業を始めたことをきっかけに、昭和55年6月に私自身がA市役所に出向き、私と主人の分の国民年金への加入手続を行った。加入当初はB銀行C支店の窓口で保険料を納付していたが、銀行の担当者が口座引き落としを希望したので、途中から私と主人それぞれの名義の口座から口座振替により、それぞれの保険料を納付する方法に変更した。同年6月に店舗をかまえ、その後56年秋には2店舗目を出店したので、国民年金の保険料が支払えないような経済状態ではなかった。主人の記録はあるのに、妻である私だけ支払わなかった訳は無い。

しかし、記録では、昭和55年6月から57年3月までの分が未納とされており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月にA市で申立人自身及び夫の国民年金加入手続を行い、同年6月以降、銀行の窓口、又は口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金加入時期をみると、申立人の夫が昭和55年7月31日にA市において被保険者名簿が作成され、同年8月27日に手帳記号番号が払い出されていることが同名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認でき、少なくとも同年7月に加入手続を行ったことが推定できるのに対し、申立人は57年5月13日に同名簿が作成され、同年5月17日に手帳記号番号が払い出されていることが同名簿及び同払出簿の記録から確認でき、少なくとも同年5月に加入手続を行ったことが推定できることを踏まえると、55年6月に夫婦二人同時に加入手続を行ったとする陳述と符合しない。

また、申立人及びその夫が口座振替による保険料納付を開始する手続を行った時期をみると、申立人の夫が昭和55年12月23日であるのに対し、申立

人は 57 年 5 月 31 日であることが A 市の被保険者名簿から確認でき、夫婦二人同時に手続を行ったとする陳述とも符合しない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和 57 年 5 月の時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるが、過年度納付を行った形跡は見当たらない。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、ほかに申立人の記録は見当たらず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金事案 2574

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から44年3月まで

私は昭和44年10月に結婚し、その翌月に妻がA市の保険課で国民年金の加入手続をとってくれた。

妻はA市役所で私の未納となっている昭和42年8月から44年3月までの20か月の期間についての保険料を、同年11月に現年度保険料とともに支払ったことを覚えていると言っている。

年金手帳にも資格取得日は昭和42年8月と記載されており、未納とされている記録に納付できない。必ず納付してきたので、申立期間について、納付済みと記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月に申立人の妻がA市役所で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和44年7月29日であることが同手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、申立人は同年11月12日に同年4月から同年12月までの9か月の現年度保険料を一括納付していることが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄から確認できる。

しかしながら、申立人は、現年度保険料を納付した昭和44年11月12日に申立期間の保険料を過年度納付したと陳述しているところ、同年11月12日において申立期間のうち、42年8月及び同年9月の保険料は時効により制度上納付できず、申立内容と符合しない。

また、昭和44年11月時点において申立人の妻は、申立期間のうち、42年10月から44年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、過

年度保険料の収納を行わない市役所窓口により納付したと陳述するなど、当時の記憶が曖昧であるほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名別読検索等を実施したが申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年3月までの期間及び61年4月から63年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から47年3月まで
② 昭和61年4月から63年5月まで

申立期間①について、私が20歳になった時に、義母から夫の国民年金保険料の納付手続を引継ぎ、私も国民年金に加入して夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料の納付を始めた。以来、夫婦一緒に夫婦二人分を納付してきたのに私の分だけが未納とされているのは納得できない。

申立期間②について、昭和61年4月の国民年金の新法施行と同時に、国民年金の記録が夫婦共々、未納扱いとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和44年3月にA市で国民年金の加入手続を行い、同年3月以降、申立人の夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和47年4月16日であることが市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない上、同名簿上、申立人は任意加入者として扱われていたことから、申立期間①は未加入期間となり、制度上、過年度納付及び特例納付ができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②についてみると、申立人が未納であるのに対し、申立人の夫は未加入期間となっていることが、A市の国民年金収滞納一覧表から確認でき、夫婦一緒に夫婦二人分を納付したとする陳述と符合しない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を

管轄する社会保険事務所の同手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人の記録は見当たらず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間、50年1月及び同年2月、51年3月、55年5月から同年7月までの期間、56年1月、57年8月及び同年9月、58年4月から同年7月までの期間、60年4月から61年3月までの期間、並びに同年4月から63年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和50年1月及び同年2月
③ 昭和51年3月
④ 昭和55年5月から同年7月まで
⑤ 昭和56年1月
⑥ 昭和57年8月及び同年9月
⑦ 昭和58年4月から同年7月まで
⑧ 昭和60年4月から61年3月まで
⑨ 昭和61年4月から63年5月まで

申立期間①について、私が昭和40年3月にC社を退職後、実家に戻った際に、母が国民年金の加入手続をしてくれた。また、保険料の納付も、私の妻が20歳になって納付手続を母から引き継ぐまで、私が母に手渡す月給の中から集金人に納めてくれていたのに未納とされているのは納得できない。

申立期間②及び⑤について、私の妻が20歳になった時に母から妻へと納付手続を引継ぎ、以降、夫婦二人分一緒に納付を続けてきたのに私の分だけが未納とされているのは納得できない。

申立期間③、④、⑥、⑦及び⑧について、それぞれ会社を退職した翌月に国民年金に再加入したが、申立期間が未納扱いとされていることになっている。厚生年金保険から国民年金に切り替わる際も、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたのに私の分だけが未納とされているのは納得できない。

申立期間⑨について、昭和61年4月の国民年金の新法施行と同時に、申

立期間について国民年金の記録が夫婦共々、未納扱いとされている。20歳になったころから夫婦一緒に夫婦二人分を納付してきたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてみると、D共済被保険者資格を喪失した昭和40年3月直後に、申立人の母親がA市で国民年金の加入手続を行い、その後、結婚した妻が44年3月までの保険料を母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳の発行日を見ると、昭和41年6月1日であることが、申立人所持の国民年金手帳から確認でき、手帳発行時において申立期間①の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の母親は既に死亡しているため、当時の納付状況について確認できないほか、申立人の母親が過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

申立期間②、③及び⑤についてみると、申立人は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の納付状況を見ると、申立期間②直前の49年4月から同年12月までの期間の保険料について、夫婦が同日に納付していないことがB市の収滞納一覧表から確認でき、申立期間③の保険料について、妻が51年1月5日に納付しているのに対し、同時期の申立人は、年金未加入者であったことが、同市の収滞納一覧表及び特殊台帳から確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立期間⑤の保険料について、妻が昭和56年4月9日に、同年2月及び同年3月と併せて納付しているのに対し、同時期の申立人は、厚生年金保険加入者であったことが、同市の収滞納一覧表及び社会保険事務所の資格記録から確認でき、同年4月9日に、妻が申立人の同年1月の保険料を納付したと考えることは不自然である。

さらに、申立期間④、⑥、⑦、⑧及び⑨は、いずれも未加入期間であることがB市の収滞納一覧表及び特殊台帳から確認でき、同市が申立人に申立期間の納付書を発行したとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和44年1月から63年7月までB市内に居住していることから、同一市町村で数十回、事務的過誤が生じたとは考え難い。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

平成19年11月15日に納付記録を確認したところ、昭和59年4月から61年3月までの期間の保険料が未納とされていた。

保険料を納めた場所、時期及び金額等は覚えていないが、納付していた記憶があるので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月30日にA市において任意加入被保険者として国民年金に加入し、加入してからB市に転居する54年3月までの保険料を現年度納付し、その後、第3号被保険者となるまでの期間は申立期間を除き、過年度納付していることが確認できる。

一方、申立人は、A市年金保険課で2年間勤務していた実績があることから、年金行政に係る知識があったものと考えられるが、申立人は、このような形態により保険料を納付していたという記憶が無く、申立期間の保険料の納付方法についての記憶も曖昧^{あいまい}である上、保険料の納付時期、納付金額等についても不明である。

また、申立人が過年度納付していた昭和54年度から58年度までの期間の保険料の納付形態をみると、過年度納付することとなる保険料のうち、時効の到来の早い1年度分の保険料を、社会保険庁からの催告がなされる前の3月から5月までの間に納付するというものであるが、社会保険庁の記録をみると、催告を意味する納付書が昭和62年8月7日に作成されていることから、申立期間については昭和54年度から58年度までの間の納付行動とは異なっていたものと考えられる上、この時点において少なくとも60年度又はその年度の一期間は未納であったことが確認できる。

さらに、B市における申立人の納付記録をみると、納付済みとなっている期間はいずれも過年度納付されていることから、B市の納付書により納付された実績の無いことが確認でき、納付書の発行者が社会保険庁であるのかB市であるのかを意識することなく、納付書の送付があれば保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない上、B市の国民年金検認記録簿でも申立期間については未納となっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名の別読検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から54年3月まで
昭和47年12月ごろ、私が国民年金に加入し、前夫の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
毎月送付されてくる納付書により、私が毎月市役所及び銀行並びに郵便局で納付していたのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和54年7月31日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、47年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、手帳記号番号の払い出された時点において、申立期間のうち、昭和47年12月から52年3月までの期間の保険料は、時効により既に納付できない期間となっている上、申立期間のうち、同年4月以降の保険料について、過年度納付は可能な期間であったものの、その場合、さかのぼって納付したことは無いとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の所持する年金手帳は、三制度共通後の昭和49年度以降に発行されたものであるが、申立人はこれ以前に年金手帳が発行された記憶は無いとしており、また、この年金手帳は離婚後の氏名となっている上、住所欄にはA市と記載されていることから、この年金手帳が発行されたのは、申立人が離婚し、同居所に転居した昭和54年5月以降であるものとみられる。

加えて、申立人は、国民年金への加入時の状況、保険料の納付金額及び納付場所に関する記憶も曖昧であるほか、最初の婚姻時を含む氏名検索及び縦覧確認を行うも、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年3月まで

昭和58年に私の帰化申請が認められ、妻も同年4月にA社を退職したことをきっかけに、同年5月に夫婦二人で国民年金に加入した。妻の退社後、B市役所に電話で加入手続の方法を尋ねると、国民年金課の課長と男性職員の二人が自宅に来て、国民年金の仕組みをいろいろ説明され、全額免除の方法を知り、私はそれまで国民年金に加入していない経緯から自宅で特別に夫婦そろって加入手続を取り、その時点で国民年金保険料の全額免除を承認し、開始してもらった。

昭和58年5月から60年3月まで夫婦そろって全額免除期間なのに、夫婦共にその記録が無いのは憤慨であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金への加入時期をみると、昭和60年12月9日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿から確認できるが、申立人夫婦の前後の手帳記号番号を有する被保険者の納付開始日及び任意加入者の資格取得日に矛盾はみられず、申立人が所持する年金手帳の払出日に不自然な点は無く、払出日からすると申立期間の国民年金保険料は制度上免除申請できない期間となる。

また、申立人夫婦はこれまでに保有していた年金手帳について、昭和60年12月9日に払い出された手帳記号番号による年金手帳のみであるとしている。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、昭和58年4月から60年3月までの期間のB市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行ったほか、氏名別読検索を行ったがその存在をうかがわせる事情はみられなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年3月まで

昭和58年に夫の帰化申請が認められ、私も同年4月にA社を退職したことをきっかけに、同年5月に夫婦二人で国民年金に加入した。私の退社後、B市役所に電話で加入手続の方法を尋ねると、国民年金課の課長と男性職員の二人が自宅に来て、国民年金の仕組みをいろいろ説明され、全額免除の方法を知り、私は退職後、国民年金に加入してない経緯から自宅で特別に夫婦そろって加入手続を取り、その時点で国民年金保険料の全額免除を承認し、開始してもらった。

昭和58年5月から60年3月まで夫婦そろって全額免除期間なのに、夫婦共その記録が無いのは憤慨であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金への加入時期をみると、昭和60年12月9日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿から確認できるが、申立人夫婦の前後の手帳記号番号を有する被保険者の納付開始日及び任意加入者の資格取得日に矛盾はみられず、申立人が所持する年金手帳の払出日に不自然な点は無く、払出日からすると申立期間の国民年金保険料は制度上免除申請できない期間となる。

また、申立人夫婦はこれまでに保有していた年金手帳について、昭和60年12月9日に払い出された手帳記号番号による年金手帳のみであるとしている。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、昭和58年4月から60年3月までの期間のB市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行ったほか、氏名別読検索を行ったがその存在をうかがわせる事情はみられなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から42年3月まで

昭和38年10月に会社を退職直後、家業を継ぐことになり、私がA区役所で国民年金の加入手続をした。家業を継いで以降の国民年金保険料の納付については、同居していた二人の兄(長男、二男)及び兄(二男)の妻の保険料とまとめて私の分と一緒に両親が納付していたことを覚えている。

申立期間の保険料について、二人の兄及び兄(二男)の妻が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年3月12日に払い出されていることが同払出簿から確認できるが、払出日からすると申立期間のうち38年11月から40年12月までの期間については制度上保険料を納付することはできず、41年1月から42年3月までの期間については過年度保険料となるため集金人に納付することはできない。

また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に他界しているため、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人、申立人の長兄、次兄及び次兄の妻の保険料の納付日については、昭和43年度から47年度までは同一日に納付されていることが確認できるが、42年度については、申立人を除く3名は同一日に納付されているものの、申立人については、国民年金手帳記号番号払出後に同年度の保険料を一括納付していることが確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、その存在をうかがわ

せる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から44年5月まで

昭和32年に結婚して以降、夫とA市で同居をし、時期ははっきりしないが、夫の父親が市役所職員から国民年金加入勧奨を受けて、同市役所で国民年金加入手続をしてくれたと思う。

申立期間当時、納付については、夫の両親任せであったので、納付方法、納付金額等は詳しくは分からないが、A市在住の期間については、夫の父親が納付してきてくれたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にその夫の父親が、申立人の国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人が申立期間に国民年金に加入していた形跡は見当たらず、未加入期間となるため、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の夫の両親は既に他界しているため、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和42年6月から44年5月までの期間について、申立人の夫の保険料は納付済みであるが、申立人の夫は、自身の保険料のみを納付していたと陳述している。

加えて、氏名別読検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情及び申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年3月まで

兄が20歳になった時、納付書が送られてきて、母が、兄の保険料をA市役所の窓口で納付した。兄と私と同じ8月生まれで、私の納付書が兄と同じ時期に送られてきて、保険料額も兄と同じ8万円ぐらいだったので、母は兄の時と同じように私の保険料も納付した。

私の納付書が送られてきたのは平成2年8月で、申立期間の保険料は、母がB市役所C出張所に入っていた銀行の窓口でまとめ払いした。母は、私の保険料をまとめ払いしたのは、この1回だけだったと記憶している。

私自身は、平成2年8月から7年12月までは、国民年金のことは何もしていないが、その間は母が私の国民年金のことはしていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年8月から7年12月までの国民年金保険料は、母親が納付していたと申し立てている。

そこで社会保険庁の記録をみると、資格取得日は平成4年10月16日と記載されており、申立期間は未加入であったことが分かり、保険料を納付することはできない。また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が同年10月16日と記載されており、社会保険庁の記録と一致する。

また、申立人の年金手帳記号番号の払出時期をみると、平成5年6月から同年8月までの間にD社会保険事務所から払い出されていることが、申立人の前後の年金手帳記号番号の被保険者の記録から推定でき、申立期間の国民年金保険料は制度上納付ができないことが分かる。

さらに、母親は、申立人の保険料をまとめ払いしたのは、申立期間の1回

だけであると陳述しているが、申立人が所持している平成5年7月19日発行の「納付書・領収証書」を見ると、同年8月18日に、4年10月から5年3月までの保険料をまとめて過年度納付していることが確認でき、母親の陳述と符合しない。また、母親は、兄が20歳になった時納付書が送られてきて、兄の保険料をA市役所の窓口で納付し、保険料額は8万円ぐらいだったと陳述しているが、母親の所持する兄の「納付書・領収証書」を見ると、62年8月31日に保険料4万440円をE銀行F支店で過年度納付していることが確認でき、母親の陳述と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間当時、保険料納付に直接関与しておらず、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

また、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月及び同年8月、並びに同年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月及び同年8月
② 昭和57年9月から61年3月まで

昭和53年12月に国民年金に加入し、61年4月に第3号被保険者となるまで保険料を納めてきた。しかし、社会保険庁の記録では、57年に資格を喪失し、61年3月までの間が未加入期間とされており納付できない。喪失届を出した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年12月に国民年金に加入し、61年3月まで保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和53年12月5日に任意加入した後、57年7月27日に資格を喪失しており、61年4月1日に第3号被保険者として資格を再取得していることが確認できる。この場合、申立期間①及び②は未加入期間となるため、保険料を納付することはできない。

また、申立人はこの資格の喪失に係る届出を行った覚えは無いとしているが、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、資格記録欄に、昭和57年7月27日付けで資格を喪失したことが記載されており、申立人の意思により届出がなされたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳資格記録欄では、資格を喪失した昭和57年7月27日以後の最初の資格の再取得は61年4月1日付け3号Aと記載されていることが確認でき、申立期間①及び②のいずれの期間内にも国民年金被保険者資格を再取得した形跡は見られない。

加えて、類似した氏名を含む氏名検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号

の存在をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から52年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から52年10月まで

父は、昭和41年ごろに私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料免除手続をしてくれたはずである。父から、私と弟の免除の手続をしていたとの話を聞いた。弟の年金記録が免除とされているのに、私の年金記録が免除とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろ、申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立人とその弟の国民年金保険料免除手続をしてくれたと申し立てている。

そこで、申立人のA市国民年金被保険者名簿を見ると、昭和52年9月に国民年金加入手続を行ったことが確認でき、申立人の父親が41年ごろに国民年金加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、加入手続時点では申立期間のうち、昭和41年1月から52年6月までの保険料は免除申請を行うことは制度上できない。

さらに、申立人の弟の国民年金被保険者資格取得日をみると、昭和42年9月であることが社会保険庁の記録及び申立人の弟の所持する国民年金手帳から確認でき、申立期間のうち、41年1月から42年8月までの保険料を申立人の弟と一緒に免除申請手続をすることができず、申立人の弟が国民年金被保険者資格を取得した同年9月から46年3月までの保険料は未納となっており、この間の保険料を申立人の弟と一緒に免除申請を行ったとする陳述とも符合しない。

加えて、申立人が昭和52年4月から同年11月までの保険料の免除申請を行い、承認されたことを示す記録が無く、ほかに免除申請を行ったことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年3月まで

昭和44年に、父親が私の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は父親が納付してくれていたはずである。しかし、国民年金の加入手続や保険料の納付について聞いたことはない。また、現在所持しているオレンジの国民年金手帳は時期が定かでないが、父から引き継いだものと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年3月に手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、44年に加入したとする陳述とは符合しないほか、申立期間のうち、同年7月から49年12月までの期間の保険料は時効の成立により、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、昭和50年1月から51年3月までの期間の保険料は、過年度納付の手続が必要であるが、申立人はこの間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親も既に死亡しており事情を聞くことはできなかった。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、類似した氏名により氏名検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行うも、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、会社を退職して失業保険受給手続をする際に国民年金加入の必要があると知り、国民年金の加入手続をした。その後、何度か社会保険事務所に行き、年金の手続や保険料納付をしたような覚えがある。昭和43年1月に結婚し、いつから夫婦一緒に夫婦二人分を納付し始めたか記憶は定かでないが、家計を預かり、国民年金保険料も、夫婦二人分の現金を封筒に分けて納付し、破棄してしまったがずっと家計簿もつけていた。申立期間は、夫は納付済みとなっている。

昭和42年度は納付し、領収証書も残っている。その後の43年度について、1年間も保険料を納付しない事は考えられず、引き続き納付し、未納は無いはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後家計を預かり、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間の昭和43年度も保険料納付をしたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間の検認記録欄には本来納付があれば押されるべき検認印が無い。一方、申立人の夫の所持する年金手帳を見ると、申立期間の検認記録欄には検認印が確認でき、仮に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとすると、その取り扱いの相違に申立人が疑問を持たなかったことに不自然さは否めない。また、申立人の所持する年金手帳の昭和43年度印紙貼付欄は、44年度に割印がなされた上で切り取ら

れており、申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

また、過年度納付があった場合には、催告状とともに納付書が送付されるが、申立人は納付督促を受けた覚えは無く、実家に納付書が送られてきたのは、昭和42年10月から43年3月までの期間だけであったと陳述しており、申立期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人の昭和42年10月から43年3月までの保険料の過年度納付書は、申立人の婚姻前の氏名及び住所で発行されており、申立人は婚姻当時、住所変更手続を適正に行っていなかったものと推定できる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について調査したが、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年7月まで

私は、昭和42年4月からA市内の事業所に勤務していたが、当該事業所が社会保険に未加入であったため、そのころ、妻が私の国民年金と国民健康保険の加入手続をB市役所で行った。

その後は、妻が、昭和44年7月までの間、毎月B市役所の窓口に市から送られてきた納付書を持参して国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料は、納付していると思うので納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和42年4月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が毎月市役所で納付していたとしている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年2月4日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人が62年8月21日に国民年金の第1号被保険者として初めて資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及び社会保険庁の記録から確認でき、申立期間は未加入期間であったことが確認できる。

このため、申立人は制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、上述の手帳記号番号以外の番号が存在する可能性について、複数の別読み氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付し

ていたとする妻が陳述する納付方法は、当時の納付方法と符合しない上、納付した保険料の金額についての記憶も無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことがわかる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から41年10月まで

私は、昭和36年5月ごろ、近所の人から国民年金への加入を勧められ、また、自分の将来のことを考えて自宅で集金人に国民年金の任意加入の手続をした。

その後、自宅に集金人が来られて私が国民年金保険料を納付していたが、集金人は台帳のようなものに何か記入してスタンプを押していたことを覚えている。

昭和41年11月に夫が会社を退職して自営業を始めた時、夫婦二人一緒に国民年金の加入手続を行い、私も年金手帳をもらった。その時、市役所の人から「今までの分がつながる。」と言われて安心したことを覚えている。

申立期間の保険料は納付しているはずなので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月ごろに自宅に来てくれた集金人に対して国民年金の任意加入手続を行い、加入後は、自宅において集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和41年11月21日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の所持する年金手帳及び社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳に、申立人が昭和41年11月1日に強制加入被保険者として資格を取得していることが記載されており、申立期間は未加入期間であったことが確認できる。

また、上述の手帳記号番号以外の番号が存在する可能性について、複数の別読み氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認した

が、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、A市では、集金人による保険料の収納制度が発足したのは昭和 38 年 4 月からであるとしており、申立人の陳述内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から48年3月まで

私は、結婚後、夫のA県転勤に伴い、B市又はC市に住んでいたところに、自分で手続をして国民年金に加入したが、手続の場所など詳細は覚えていない。昭和41年に長男を出産後、B市からC市へ転居し、1か月の国民年金保険料が、250円、450円及び550円と上がっていったのは覚えている。保険料が1,100円まで上がった時に、D地方で喪失届を出した記憶はあり、その後、E市に転居したが、数年間は保険料を納付していない。

昭和52年に夫の会社から、配偶者は国民年金に加入するように指導があり、F市役所において、私が加入手続をしたが、その時発行された年金手帳の番号は以前の番号と違うことに後日気が付いた。

以上、現在持っている国民年金手帳の加入期間以前にも加入期間があるのは間違いないので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市又はC市に居住していた時に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和52年5月に任意加入で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、制度上、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は納付することはできない。

また、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号以外の手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の別読み氏名検索及び申立期間に係る申立人の居住地を管轄する社会保険事務所における手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続をした場所などを覚えておらず、国民年金加入資格を喪失したとする時期についても当時の保険料額が符合しないなど、申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの期間及び47年5月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで
② 昭和47年5月から49年12月まで

私は、昭和37年ごろ、A市で国民年金に加入したが、詳しいことは分からない。

その後、どのような方法で国民年金保険料を納付したかはっきりと覚えていないが、平成19年8月ごろに自宅で私の古い年金手帳が見つかり、昭和38年4月から39年4月までの期間が未加入から納付済みに記録訂正されたので、それ以前の保険料も37年10月から納付しているはずと思う（申立期間①）。

また、昭和47年5月からB社に勤務し、毎月給料日にB社の人に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を支払っていた（申立期間②）。

私は、申立期間①について保険料を滞納した記憶は無く、申立期間②についてはB社を通して国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成19年8月に古い年金手帳が見つかり、昭和38年4月から39年4月までの期間が未納から納付済みに記録訂正されたので、それ以前の保険料も20歳から納付していると申し立てている。

しかし、発見された上述の国民年金手帳記号番号は、昭和38年7月26日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では申立期間①の保険料を現年度納付できない。

また、同手帳の昭和37年度の印紙検認記録欄には保険料の収納を示す検認

印は無く、申立人の保険料納付についての記憶も曖昧^{あいまい}である。

さらに、申立人に対して申立期間①当時に、これ以外の手帳記号番号が払い出された可能性について、複数の読みによる氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていることがうかがえる事情は見当たらなかった。

申立期間②について、申立人は、昭和 47 年 5 月から B 社に勤務し、毎月給料日に B 社の人に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を支払っていたと申し立てている。

しかし、上述の手帳記号番号では、申立人が昭和 39 年 5 月 1 日に国民年金の資格を喪失していることが A 市の被保険者名簿及び申立人が保管している年金手帳により確認でき、この手帳記号番号を使用して、制度上、申立期間②の保険料は納付できない。

また、昭和 52 年 3 月にもう一つの手帳記号番号が申立人に払い出されていることが確認できるが、この手帳記号番号を使用しても申立期間②の保険料は現年度納付できず、一部の期間は制度上、過年度納付もできない。

さらに、申立人は、申立期間②直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料を納期限直前の 52 年 4 月 15 日に過年度納付していることが申立人の保管している納付書により確認でき、この過年度納付をした時点では、申立期間②の保険料は時効により納付できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から55年3月まで

昭和44年4月から国民年金保険料を納付していたが、46年7月に父親が亡くなり、国民年金の死亡一時金をもらうと、大した金額ではなかったため、その後の保険料を納付していなかったが、結婚して二人目の子供が生まれる少し前に、将来のことを考えて国民年金保険料を納付していくことを決め、50年1月から夫婦二人分の保険料をどちらかが納付したはずである。

妻の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により昭和44年9月18日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号払出時点において、制度上申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人及びその妻の戸籍の附票を見ると、昭和50年8月16日にA区B町から同区C町に住所変更しているが、特殊台帳を見ると、妻の住所変更は記録されているものの、当時、申立人の住所変更は記録されておらず、不在被保険者とされており、約6年後の56年3月20日になって、ようやく所在判明により住所変更されていることが確認できる。

このことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が申立人の自宅に送付されることはなく、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えることが自然である。

また、申立期間の保険料納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、同手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料を同年 10 月に過年度納付していることが確認でき、不在被保険者であった申立人の所在が判明した後、申立人は、60 歳到達まで保険料を完納した場合の受給資格期間が 300 か月以上となるよう、当該期間について保険料を納付したものと考えることが自然である。

加えて、申立人及びその妻の記憶は必ずしも明確ではなく、申立期間の保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から41年3月まで
申立期間当時、私は、両親と同居し家業を手伝っていた。

私の国民年金の加入手続は母が行い、昭和55年4月に起業し、厚生年金保険に加入するまでの期間である、39年3月から55年3月までの期間については、私には収入が無く、母が家計を管理していたので、母が私と父の分と併せて3人分の保険料を納めてくれていた。

昭和39年3月から41年3月までの期間について、両親の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和39年3月から55年3月までの保険料については、申立人の母親が申立人と自分達夫婦の3人分の保険料を併せて納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険事務所の納付記録をみると、申立人の申立期間直後の昭和41年4月から55年3月までの国民年金保険料は納付済みとされており、また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を担っていたとする申立人の母親と父親は共に、申立期間を含む国民年金加入の全期間において保険料を完納している。

また、申立人及びその両親のA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその両親は、記録が確認できる昭和41年8月から45年3月までの期間について、いずれも同一日に保険料を納付している記録が確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の国民年金保険料について納付記録は無く、昭和41年8月からは現年度納付している

ものの、申立期間直後の同年4月から同年7月までの保険料については、43年4月1日に過年度納付していることが確認でき、申立人の母親が申立人及び自分達夫婦の3人分の保険料を一緒に納付していたとする申立内容とは符合しない上、仮に、申立てのとおり申立期間の保険料を現年度納付したとした場合、その直後の4か月分について当初保険料を納付していなかったと考えることは不自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は25か月間にわたっており、行政側がこれだけの長期間、事務処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人から保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、申立てを裏付けるような周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和38年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から47年3月まで

私が母から国民年金に加入するよう勧められたのは、母が国民年金に加入してから1年とたたないころであった。

加入手続を行った場所などは覚えていないが、昭和39年度及び40年度ごろまで営んでいた店に来た女性職員に保険料を納付し、国民年金手帳に印を押してもらっていた。最初の保険料は100円又は200円であった。

店を閉店した後、集金人が女性職員から近所に住むC会の女性に代わったが、滞ること無く自宅で保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金に加入してから1年とたたない時期に国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、社会保険事務所の納付記録をみると、申立人の母は昭和37年3月31日に任意加入しており、同年4月から保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人の保有する国民年金手帳及び社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人は、昭和47年4月11日を資格取得日として任意加入し、国民年金手帳記号番号も同日に払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金の任意未加入期間となっているため、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の保険料を制度上納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を老人会の女性集金人に納付していた時期があると陳述しているが、A市に照会したところ、市が国民年金保険料の徴収業務を老人会に委託していた事実は無い旨の文書回答があり、また、B区D会や申立期間当時の近隣住民に問い合わせたところでも、C会が国民年金保険料の徴収業務を行っていた記憶などは無いとしている。

加えて、申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

昭和37年12月ごろ、集金人が家に来て、自営業者は退職金が無いのだからと言われ、国民年金の加入を勧められた。そこで夫婦二人で加入し、妻は同年12月から支払った。私はずっと支払っていないので一括で支払わないと満額もらえないからと言われ、集金人が2回目に来た時に、金額ははっきりとは覚えていないが、36年4月にさかのぼった私の保険料を、妻が妻の退職金で支払ってくれた。38年1月から、毎月集金人が来てくれて、妻が夫婦二人分の保険料を支払った。しかし、申立期間の納付記録は未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の加入手続時期をみると、昭和47年4月21日にA市においてなされていることが、夫婦が所持する国民年金手帳の記録から確認できる。この場合、手続時点では、申立期間のうち、44年12月以前の保険料は時効の成立により既に納付できない期間となっている。

また、申立人の納付記録をみると、昭和50年12月に申立期間直後の1年分について、特例納付していることが特殊台帳から確認できる。この点については、加入手続時点において、既に35歳に達していた申立人に対し、受給権確保の観点から市による納付勧奨がなされたものと推定でき、市では当時から申立期間が未納であると認識していたものと考えられる。

さらに、一緒に納付していたとする申立人の妻の納付記録をみると、資格取得月である昭和37年12月以降、申立期間については、申立人と同様未納となっている。

そこで、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社

会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人夫婦には、A市において昭和38年7月15日付けで、いったんは別の手帳記号番号が夫婦連番(妻は旧姓)で払い出されていたことが確認できる。しかしながら、申立人の当該手帳記号番号は「取消」の扱いがなされた形跡が認められ、社会保険庁の記録上欠番となっていること、また、A市においても同様に、加入手続を行った場合に作成されるべき当時の被保険者名簿が不存在であることと整合しているほか、仮に、夫婦共に、当該手帳記号番号によって、継続して現年度納付していたとするならば、同じA市で47年6月に新たに別の手帳記号番号の払出しを受けたこととなり不自然さは否めず、38年7月に払い出されたこれら手帳記号番号による保険料納付は無かったと考えるのが相当である。

加えて、申立期間は120か月間の長期にわたり、行政側がこれほど事務処理の誤りを継続するとは考え難いとともに、申立人夫婦は国民年金の加入手続及び納付金額など、当時の納付状況等について記憶が定かではないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から47年3月まで

昭和37年12月ごろ、集金人が家に来て、自営業者は退職金が無いのだからと言われ、国民年金の加入を勧められた。そこで夫婦二人で加入し、私は同年12月から支払った。夫はずっと支払っていないので一括で支払わないと満額もらえないからと言われ、集金人が2回目に来た時に、金額ははっきりとは覚えていないが、36年4月にさかのぼった夫の保険料を、私が私の退職金で支払ってあげた。38年1月から、毎月集金人が来てくれて、私が夫婦二人分の保険料を支払った。しかし、申立期間の納付記録は未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の加入手続時期をみると、昭和47年4月21日であることが、夫婦が所持する国民年金手帳の記録から確認できる。この場合、手続時点では、申立期間のうち、44年12月以前の保険料は、時効の成立により既に納付できない期間となっている。

また、一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、特例納付した昭和46年度分を除き、申立期間の保険料は未納であることが社会保険庁の記録から確認できる。

そこで、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人夫婦には、A市において昭和38年7月15日付けで、いったんは別の手帳記号番号が夫婦連番（申立人は旧姓）にて払い出されていたことが同払出簿から確認できる。しかしながら、申立人の当該手帳記号番号の資格記録をみると、37年12月9日付け強制加入、38年4月1日付け資格喪失となってい

るほか、その間の保険料は未納であることが社会保険庁の記録から確認できる。この場合、資格を喪失した理由は定かではないものの、申立人は当該手帳記号番号によっては申立期間のうち、同年4月以降は未加入期間となり、制度上、保険料は納付することができない期間になっているとともに、仮に、夫婦共に当該手帳記号番号によって、継続して現年度納付していたとするならば、同じA市で47年6月に新たに別の手帳記号番号の払出しを受けたこととなり不自然さは否めず、38年7月に払い出されたこれら手帳記号番号による保険料納付は無かったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間は112か月間の長期にわたり、行政側がこれほど事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

加えて、申立人夫婦は国民年金の加入手続及び納付金額など、当時の納付状況等について記憶が定かではないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

昭和 63 年に結婚して子供が生まれたばかりのころ、出産や育児に経済的負担が大きく、年収 120 万円程度で税の免除も受けたような状況であった。そのため、国民年金保険料を納付することが困難だったので、妻と一緒に夫婦二人分の免除申請をした。ところが、最近自分の年金記録を調べてもらうと、昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの 4 年間について、妻の方は免除期間とされているのに自分の方は未納期間とされている。結婚以来、毎年夫婦二人一緒に免除申請していたはずであり、私の免除記録が消えてしまったとしか思えず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 63 年に結婚して以来、毎年妻と一緒に夫婦二人で免除申請していたと申し立てている。

そこで、申立人の住所の変遷及びそれに伴う国民年金に係る住所変更届の状況をみると、申立人は昭和 60 年 6 月に A 県 B 市において国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、62 年 8 月に C 県 D 市に転入していることが戸籍の附票から確認できる。一方、転居に伴う国民年金に係る住所変更届については、平成 4 年 9 月 9 日になって初めてなされていることが市の電算記録から確認できる。この場合、この届出がなされるまでの間、D 市は、申立人を国民年金加入者であると認識しておらず、申立期間について、同市で免除申請を行うことはできなかったと考えるのが相当である。他方、申立人の妻は、結婚前から D 市に居住し、同市において昭和 62 年 9 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、申立期間について、同市での免除申請は可能であった。

また、申立期間当時の免除申請は毎年度ごとの申請手続が必要であるが、申

立期間は4年度にわたるため計4回の手続が必要となり、行政機関が事務的過誤をこれほど継続するとは考え難い。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料について、免除申請が認められたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの期間及び39年4月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から38年3月まで
② 昭和39年4月から49年9月まで

昭和50年又は51年ごろ、私は夫から過去に未納期間があることを指摘され、夫にA市役所で私の年金記録を調べてもらった。その結果、役所から未納期間の保険料について6万数千円の納付書が送られてきたので、夫がボーナスからお金を出してきて、夫婦一緒に市役所へ行き、未納保険料をまとめ払いした。その際、領収書を交付されたが、今は残っていない。

そのまとめ払いは、どの時期についての納付であったかは分からないが、未納保険料はそのときに、すべて納付したはずだと思っていたのに、未納期間がかなりあると記録されているのは納得できない。

なお、結婚前にも時期と期間は定かではないが、保険料を納めたことがあり、6万数千円のまとめ払いは、その納付済みの期間を除いた残余のすべての未納期間について納付したものだと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年又は51年ごろ6万数千円のまとめ払いをし、それによって、過去の未納期間はすべて納付済みになったはずだと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、昭和54年12月に36年4月から37年8月までの17か月について6万8,000円の保険料を特例納付(附則4条)していることが社会保険庁の特殊台帳から確認できる。このことは、50年又は51年ごろに6万数千円のまとめ払いをしたとする申立人の陳述と金額的に符合しているほか、この特例納付時に、仮に申立人が陳述するように申立期間を含めて特例納付した場合、納付に必要な保険料額は60万円に達し、

申立人が納付したと陳述する6万数千円を大幅に超過することになる。

また、申立人が上記の特例納付を行った昭和54年12月時点における申立人の保険料納付済み月数は60か月（昭和49年10月から54年9月まで）であり、年金受給要件（納付済み月数300か月以上）を満たすには、残り240か月の納付が必要であるが、同年10月から60歳到達まで継続納付しても283か月にしか達せず、残り17か月不足するという状況であった。当時の特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であり、当時市においては、受給権確保を目的とした納付勧奨が行われていたことが市の広報紙によって確認できることから、申立人は市の納付勧奨を受けて、受給権確保の観点から17か月分についてのみ特例納付を行ったものと推定される。

さらに、申立人は結婚前にも保険料を納付したことがあると陳述しているが、その時期及び期間についての記憶は定かではない。また、結婚前の時期に納付したとする保険料の月額については、年々上昇していく中で、1,100円及び3,300円という金額を記憶していると申立人は陳述している。一方、申立人の納付記録をみると、結婚後の昭和49年10月から特例納付を行った54年12月まで現年度納付していることが、市の被保険者名簿によって確認できるが、当該期間中保険料月額が上記の金額であった期間が存在することから、申立人がこの時期の現年度納付と混同している可能性も否定できない。

このほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から55年1月まで

昭和42年11月に結婚し、43年1月に国民年金に加入するようにと集金人が自宅に来たので加入し、以降は自宅で集金人に保険料を納付していた。

昭和48年12月31日に第3子が生まれ、子供が3人となり保険料が4,000円となったことから納付するのが大変だと集金人に言うと、「強制加入ではないので、納付するのが楽になるまで中止して支払えるようになったら、又続けたらどうですか。」と言われたことから納付を中止した。

子供が3人生まれてしばらくの間は保険料を納付していたので納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月に国民年金に加入して以降、48年末に第3子が生まれてしばらくの間は、自宅で集金人に保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和61年4月に第3号被保険者として初めて資格を取得していることが申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁の電算記録双方において確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和61年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点においては、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

そこで、別の手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には、結婚後の昭和43年3月に前住所地のA市におい

て、旧姓により別の手帳記号番号がいったん払い出されたものの、取消処理された形跡が認められる。また、申立人に係る払出簿の前後多数の加入者がそろって取消処理されていることが同払出簿から確認できる状況を踏まえると、市の特別適用対策によりいったん払出処理されたものの、申立人は婚姻に伴い、既にB市へ転出していたため取消しされたものと推定できる。

さらに、この点については、取消処理された手帳記号番号が社会保険庁において欠番となっていること、及びA市で加入手続を行った場合に作成される市の被保険者名簿が申立人については不存在であることと整合している。

加えて、申立期間は145か月の長期にわたり、行政側がこれほど事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで

私は、夫の父に国民年金の加入手続をするように言われ、昭和40年の春、夫と一緒にA市B区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。私の国民年金保険料は、昭和40年4月から、夫の父が夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納めてくれていた。夫の納付記録は完納となっているのに、私の記録だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年の春に夫と一緒にA市B区役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったとし、申立人の国民年金保険料は、同年4月から夫の父親が夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、夫については、結婚前の昭和36年7月にその両親と連番で払い出されているところ、申立人については、結婚から約7年後の47年6月に払い出されていることが、手帳記号番号払出簿により確認できる。申立人の場合、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料となるが、申立人及び夫は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付してくれていたとする夫の父親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年6月まで

昭和36年に区役所から来た女性の集金人に、国民年金の加入を勧められ、近所の人々が皆加入していたので、私も国民年金に加入し、それ以来、集金人に毎月150円から450円ぐらいの金額の保険料を支払っていた。しかし、その時には年金手帳をもらっていた記憶は無い。

年金裁定請求時に、年金裁定手続を代行してもらうため、銀行の相談窓口で国民年金手帳と領収証書を預けた。年金裁定の結果、領収証書のあるA区B地に転居後の期間のみ納付済みとされ、昭和46年6月以前のA区C地に居住していた時の保険料は未納とされていた。

未納とされた期間については、記憶以外に証拠は無いが、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に国民年金に加入し、それ以来、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和46年9月2日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、昭和36年に国民年金に加入後、年金手帳が無いまま、保険料を集金人に納付し、領収証書を受け取っていたと思うと陳述しているが、

申立期間当時、A市の保険料徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、実態と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2602

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から52年3月まで

昭和43年7月ごろ、母から「老後のために年金に入らないといけない。」と言われたので、母に国民年金の加入手続をしてもらった。保険料についても、母が亡くなるまで、母に納付してもらっていた。

未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月ごろに母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、母親が56年9月に亡くなるまで、申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、53年3月中旬に加入手続を行ったものと推定できる。この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料であると考えられるが、申立人は、当該期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、母親が、申立てどおり、昭和43年7月から申立人の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から50年3月まで

私は、親に勧められたので昭和42年から国民年金に加入した。社会保険事務所の記録では、上記期間が未納とされているが、間違いなく納付していた。同年7月から45年ごろまでは、未納分を一括で納付し、それ以降50年3月までは、毎月、区役所で納付していた。

また、昭和45年7月から47年1月までの厚生年金保険の記録は、平成19年になって判明したので、この期間も国民年金保険料を納付しているはずである。もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月から国民年金に加入したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、52年5月下旬に国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、申立期間の保険料は、時効により納付することができないものと考えられる。

また、特殊台帳をみると、加入手続を行ったとみられる昭和52年5月に、その時点において、納付が可能であった50年4月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が未納分の保険料を一括納付したとする記憶は、当該過年度納付であったとみても不自然ではない。

さらに、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における保険料徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人は納付書による以外に保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視

認し、各種の氏名検索を行ったが、その存在を確認できなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から52年3月まで

昭和47年12月に集金人が訪ねてきて「今、国民年金に加入しないと、将来年金がもらえない。」と言われたので、加入手続を行った。それ以来、毎月550円ぐらいの保険料を集金人に支払ってきたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に国民年金に加入し、それ以来、集金人に保険料を納付してきたと申し立てているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、53年2月下旬であったものと推定できる。一方、年金の老齢給付を受けるには、60歳期間満了時において納付済期間又は免除期間が25年以上必要であることから、35歳までに国民年金に加入し、保険料を納付しなければならない。したがって、申立人が、集金人から「今、国民年金に加入しないと、将来年金がもらえない。」と言われたとする時期は、35歳のころであったとみるのが自然であり、加入手続を行ったとみられる同年2月下旬と符合する。また、この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から61年2月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から61年2月まで
私は、昭和51年12月ごろ、元夫と共同で経営していた事業が不調となり、自宅を売却して仕事の立て直しを図った時期なので、元夫と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行ったはずである。
その後、厚生年金保険に切り替える前の昭和61年2月まで、免除申請を行ってきたのに、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年12月ごろに国民年金保険料の免除申請を行ったはずであると申し立てているが、申立人の特殊台帳をみると、同年11月13日にA市からB市に転出し、同年12月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は、記録上、公的年金の未加入期間であり、申立人は、保険料を納付することも、免除申請を行うこともできなかったものと考えられる。

また、このB市への転出について、申立人は、車庫証明を取得するため、元夫が申立人の住民票のみ一時的に異動させたものではないかとし、国民年金被保険者の資格の喪失についても記憶が無く、届出等に直接関与していないと陳述していることから、資格の喪失に至る当時の具体的な事情等は不明である。

さらに、一緒に免除申請を行ったとする元夫の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和52年12月から59年3月までの期間は、未納期間であり、申請免除期間は、同年4月から60年1月までとなっており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料について、免除申請を行っていたことを示す関連資料が無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の保険料を申請免除されていたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2606

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

結婚した翌年の昭和52年2月18日に、私の妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。妻は、加入手続を行った日に、さかのぼって国民年金保険料を納付することができた、私の49年1月から51年3月までの2年3か月分の保険料の納付書を作成してもらい、同日に妻が私の当該期間の保険料を銀行で納付した。

しかし、社会保険庁の記録では、私の保険料をさかのぼって納付した期間のうち、昭和49年1月から同年12月までの期間が未納期間とされている。

社会保険事務所では、申立期間の保険料は還付したとしているが、私と妻のいずれも、申立期間の保険料の還付を受けた記憶は無く、還付手続を行ったことや還付通知書を受け取ったことの記憶も無いので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立期間を含む昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料が52年2月18日に納付されたことは確認できるものの、納付時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間であることから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、特殊台帳の備考欄には、申立期間の保険料について、時効消滅による納付であるため還付処理されたことが、還付金額や還付決定日と一緒に記載されており、還付に係る事務処理の不適正さや還付記録自体に不合理な点をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を還付されていないことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私は20歳のころ大学生であり、国民年金保険料を納めることに躊躇^{ちゅうちよ}していたが、就職が内定し、内定先企業から国民年金の番号と納付に関する証明書類の提出を求められたため、急ぎ母に連絡して、母が平成6年12月7日にA銀行B支店で30万円を引き出し、併せて役所に出向いて振込用紙を入手し、数日のうちに就職する7年4月前の2年分の保険料25万9,200円をC銀行D支店で振り込んだ。その後、私が銀行印の押されたその振込控えを内定先企業に提出した。

しかし、記録では平成5年4月から7年3月までの期間を未加入とされ、納付が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、E市で両親と同居し、平成6年12月に母親がA銀行B支店で30万円を引き出し、役所で振込用紙を入手してC銀行D支店で保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の母親名義の預金通帳をみると、平成6年12月7日に30万円が引き出されていることが確認できるが、これに近接した時期に申立期間の国民年金保険料を納付するためには、E市で国民年金に加入し、同市発行の現年度分の納付書、及び社会保険事務所発行の過年度分の国庫金納付書をそれぞれ入手する必要がある。

当時、E市本庁及びG支所は電算化されており、同市では、これらの場所で申立人の母親が納付書発行を請求したとすると、家族であれば委任状は必要無く、本人に代わり国民年金加入に係る書類を提出でき、係員がその内容を端末機器から国民年金記録に入力し、その際、国民年金手帳記号番号が設定された後、即時、番号印字の現年度分の納付書が発行されたとしている。

また、申立人の母親が当時、存続していたE市の出張所で納付書発行を請

求したとすると、国民年金加入に係る届出書類をE市本庁へ送付し、本庁の端末機器で国民年金記録に入力し、その際、国民年金手帳記号番号が設定された後、後日本庁から番号印字の現年度分の納付書が申立人の住所地に送付されたとしている。

しかしながら、E市では、申立人の電算処理による国民年金記録は存在せず、国民年金手帳記号番号も設定されていないと回答している。

以上の事情から、申立人の国民年金の加入手続はなされず、現年度分の納付書入手に至っていないと考えるのが自然である。

また、過年度分の国庫金納付書発行についても、国民年金手帳記号番号を確認し、その番号を書き入れて発行されるため、同番号が設定されていないものは、過年度分の納付書の入手に至っていないと考えるのが自然である。

さらに、氏名及び生年月日の別読みでの検索を行うも、申立人の国民年金手帳記号番号及び申立期間に係る納付記録は確認されなかったほか、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 46 年 2 月まで

昭和 39 年 5 月から E 業務が終了する 46 年 2 月まで A 社 B 支社 (C 県) の D 事務所で勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、同支社に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支社の人事部に在籍していたと陳述している者から、「D 事務所に F 業務従事者の管理を行う労務事務所があった。」との陳述が得られたこと、及び申立人を同労務事務所に紹介してくれた社員として申立人が名前を挙げた者が、当時同支社労務部に在籍していたことが確認できることから、申立人が同支社に勤務していたことは推認できる。

一方、A 社 B 支社の人事部に在籍していたと陳述している者は、「社員であれば労働基準監督署の指導もあり、確実に社会保険に加入していたはずであるが、事務所雇いと言われるアルバイトであれば、社会保険には加入していなかった。」旨陳述しているところ、申立人については、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、上記人事部に在籍していた社員は、「D 事務所の社員であれば、本社の出先機関で『G』と呼ばれる賃金を計算する事務所まで給与を受け取りに行くはず。」と陳述しているところ、申立人は、「どこで賃金を受け取っていたかのほか、『G』についても覚えていない。」と陳述している。

以上の事情を踏まえると、申立人が、D 事務所で社員として勤務していたことをうかがわせる事情は確認できず、事務所雇いとして厚生年金保険には加入していなかった可能性は否定できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年から 54 年ごろまで

昭和 52 年にA社を設立し、社長として経営していた。同社では、同年の設立から 54 年ごろまでB業務従事者を得意先に紹介する事業を行っていたが、当時は、会社が社会保険に加入していなければB業務従事者を呼び寄せするための許可がもらえなかったことから、厚生年金保険にも加入していたはずである。

社会保険庁の記録によれば、B業務従事者の紹介事業を行っていた期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社を経営していたことは、申立人が当時の従業員として名前を挙げた者の、「申立期間当時A社に勤務しており、申立人が事業主であった。」との陳述から認められる。

一方、社会保険庁の記録から、A社がC県内において厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、「A社は昭和 52 年の設立当初から法人であった。」と申し立てているところ、法人登記簿によれば、同事業所が法人となったのは昭和 60 年*月*日であることが確認できることから、申立期間当時、同事業所は個人事業所であり、事業主であった申立人は厚生年金保険被保険者となることはできなかったものとするのが相当である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和 52 年 4 月から平成 8 年 3 月まで国民年金保険料を納付済みであるほか、申立期間の保険料は催告を受けて支払っていることが特殊台帳により確認できることから、申立人は、申立期間当時において厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと推測される。

加えて、申立人は、健康保険証について、「社会保険事務所ではなく、当時

の居住地であるD市の市役所から受け取った。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 20 日から 39 年 1 月 13 日まで
② 昭和 39 年 2 月 10 日から同年 6 月 30 日まで
③ 昭和 39 年 10 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
④ 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

昭和 37 年 3 月から 40 年 6 月までの間、春と秋の漁期に A 社（B 県 C 市）で漁船の甲板員として働いていた。2 隻の船で網を引き合う漁で E 魚等を取っていた。船の名前は D 丸といった。

社会保険庁の記録によれば、昭和 38 年の秋、39 年の春と秋、40 年の春の乗船時の船員保険加入記録が無い。

申立期間当時は世話役と寝食をともにして、同じ船に同じ期間乗船していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 38 年 4 月以降の船員保険被保険者資格取得届及び同喪失届（以下、両者を併せて「得喪届」という。）を保管しており、申立期間に係る得喪届も存在するが、同得喪届によると、申立人については、申立期間前の同年春について社会保険庁の記録どおりの届出記録（昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）は確認できるものの、申立期間に関しては申立人の氏名は確認できない。この得喪届は大部のものであり、船員の乗船の都度記録されたものと認められることから、記載の有無の信用性は高いといえることができる。

また、申立人が、乗船していた漁船の船長及び同僚であったと名前を挙げており、申立期間①から④において船員保険加入記録が確認できる 2 人の者は、「申立人のことは覚えているが、いつの時期（年）に一緒に乗船していたかは記憶がはっきりしない。」（両人は、申立期間前から A 社で船員保険加入記録が確認できる。）と陳述しているほか、雇い頭も当時の記憶は定かではないと陳述している。

さらに、申立期間当時、申立人が乗船していたと申し立てている D 丸は船番

号別に複数隻操業しており、申立人が申立期間においてどのD丸に乗船していたかは記憶が定かではなく特定できないところ、申立期間①から④までにおいて、いずれかのD丸に乗船していたことが確認でき（各2回ずつ乗船）、かつ、申立人の船員保険加入記録のある時期には乗船していない同僚2人は、申立人について「覚えていない。」又は「乗船していなかった。」と陳述している。

加えて、申立人が同じ船に乗っていたと陳述している同僚2人のうち、1人の船員保険加入記録は申立人の船員保険加入記録のある時期と一致し、申立期間においては、船員保険加入記録が確認できない。また、残る1人も申立期間前に船員保険加入記録が確認できる。

このほか、A社の船員保険被保険者名簿に基づき、複数の者に照会を行ったものの、申立てに係る事実を確認できる陳述や周辺事情を得ることはできなかった。

その他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 35 年 3 月 30 日まで
昭和 34 年 3 月から 36 年 1 月 26 日まで、A 社 B 支社に勤務していたが、採用当初の 34 年 3 月から 35 年 3 月 30 日までの 12 か月間の厚生年金保険加入記録が見当たらない。

昭和 34 年 3 月に、C 県の D 公共職業安定所の紹介で約 30 人が A 社に入社し、各支社に分かれて約 10 人が E 市の B 支社に勤務した。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 3 月から A 社 B 支社に勤務していたと申し立てているところ、管轄社会保険事務所が保管する同支社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ 35 年 3 月 30 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 3 人は、「D 公共職業安定所の紹介で同社に就職した。自分の場合、A 社に就職したのは 35 年 3 月末で間違いない。」と陳述している。

また、上記同僚のうち 1 人は、申立人が同じ時期に入社したと申し立てている者であって、当該同僚から、「申立人が D 公共職業安定所の紹介で入社したことは知らなかったが、同一時期に勤務していたことは覚えている。」旨の陳述が得られた。

なお、A 社のほかの事業所（F 支社及び G 支社）に係る厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の名前は見当たらない。

以上の事情を踏まえると、申立人が A 社 B 支社に勤務を始めたのは昭和 35 年 3 月であった可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 13 日から 42 年 1 月 26 日まで
② 昭和 42 年 5 月 15 日から同年 7 月 26 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 6 日まで
④ 昭和 44 年 4 月 14 日から 47 年 4 月 25 日まで

A 社、B 社、C 社及び D 社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことになっているが受け取っていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 7 月 11 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、D 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページと前後計 12 ページ（計 120 人）において、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に支給要件を満たし資格を喪失した女性 30 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人も含め 8 人であり、その全員が資格喪失後約 4 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者も散見されることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の脱退手当金支給額の計算の基礎は、4 回の厚生年金保険被保険者期間の合算となっているところ、申立人の厚生年金保険被保険者番号は最初に勤務した A 社とその後の 3 回の被保険者期間は別番号となっていることから、脱退手当金請求には申立人が関与しているとするのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶

が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 27 日から 35 年 12 月 29 日まで
A社に勤務していた昭和 30 年 9 月 27 日から 35 年 12 月 29 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことになっているが受け取っていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、昭和 36 年 10 月 26 日付けで申立人の氏名及び生年月日が訂正されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年 12 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金請求に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から33年1月13日まで
② 昭和33年5月28日から36年2月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとなっているが、請求した記憶は無く受給していない。

また、お金を受け取っているなら、必ず住所、氏名を書いて印を押しているはずなので、その筆跡を見せてほしい。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和36年6月23日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計6ページ(120人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性52人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め43人みられ、うち31人が資格を喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が散見される上、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえ、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から30年3月7日まで
A社における厚生年金保険加入期間について、昭和30年3月31日に脱退手当金の支給を受けたことになっているが、請求手続を行ったことも支給を受けた記憶も無い。
脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和30年3月31日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 25 日まで
平成 13 年ごろ、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 25 日まで勤務したA社の勤務期間について、脱退手当金支給済みであることを知った。また、平成 20 年に、再度、社会保険事務所で年金加入記録を確認したが、同様の回答であった。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 42 年 3 月 25 日に退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 6 月 14 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 10 日から 30 年 11 月 2 日まで
A社を退職する際、「次に勤める会社に、この厚生年金保険被保険者証を渡しなさい。」と言われたのを覚えているので、脱退手当金は請求していない。

会社にも確認したが、「本人に被保険者証を渡しているはずなので、会社は手続をしていない。」と言っている。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 11 月 2 日にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 16 日後の昭和 30 年 11 月 18 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計 4 ページ (60 人) のうち、申立人と同一時期 (おおむね 2 年以内) に受給要件を満たし資格を喪失した女性 18 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 11 人みられ、うち 10 人が資格を喪失後約 3 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が散見される上、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 35 年 6 月 21 日まで
A社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年10月12日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計11ページ(110人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性25人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め24人みられ、うち21人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 39 年 7 月 10 日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 8 月 1 日から 39 年 7 月 10 日までの厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名が昭和 39 年 9 月 12 日付けで旧姓から新姓に氏名変更されていること、及び生年月日が同年 9 月 26 日付けで訂正されていることが確認できること、申立人の脱退手当金が同年 11 月 16 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更及び訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 11 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月から同年 6 月まで
② 昭和 28 年 7 月から 30 年 2 月まで
③ 昭和 31 年 9 月から同年 12 月まで
④ 昭和 31 年 12 月から 32 年 3 月まで
⑤ 昭和 32 年 6 月から 33 年 6 月まで
⑥ 昭和 42 年 9 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 47 年 6 月から同年 9 月まで

昭和 28 年 3 月に中学校を卒業してすぐに、A 社に就職して 4 か月ほど勤務し、給料から何かしらの控除があったと記憶しているのに、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。(申立期間①)

その後、昭和 28 年 7 月から 30 年 2 月まで勤務した B 社 (申立期間②)、31 年 9 月から同年 12 月まで勤務した C 社 (申立期間③)、同年 12 月から 32 年 3 月まで勤務した D 社 (申立期間④)、同年 6 月から 33 年 6 月まで勤務した E 社 (申立期間⑤)、42 年 9 月から同年 12 月まで勤務した F 社 (申立期間⑥) 及び 47 年 6 月から同年 9 月まで勤務した G 社 (申立期間⑦) においても、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録が無いが、それぞれ給料から何かしらの控除があったと記憶しているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥については、申立人がそれぞれ勤務したとする事業所は、社会保険事務所には適用事業所としての記録が無く、また、所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も無い。

また、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る事業主や同僚の正確な氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、これらの者から申立人の勤務の状況等を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥における事業所による保険料控除について、給与から何らかの控除は有ったとしているものの、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

なお、申立人は、申立期間②に係る事業所であるB社について、同社が適用事業所であるH社に移行した際に、申立人とともに同僚2名が移籍したと陳述しているところ、1名は、H社における被保険者記録が確認できず、H社での被保険者記録が確認できたもう1名には、H社より前に被保険者記録は見当たらない。

申立期間③及び⑦については、申立人はC社及びG社に勤務していたとしている。

しかし、両社とも、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務の有無や厚生年金保険料控除については不明であるとしている。

また、申立人は、両社での同僚の氏名等を記憶しておらず、それぞれの申立期間に係るそれぞれの会社の被保険者名簿に記録のある同僚に照会したが、申立人を記憶していないとしている。

さらに、申立人は、申立期間③及び⑦における事業所による保険料控除について、給与から何らかの控除は有ったとしているものの、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

加えて、社会保険事務所の両社に係る被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番は無い。

申立期間④については、申立人は、D社に勤務していたとしているところ、同社の被保険者名簿において記録の有る元従業員の陳述から、在職期間は不明であるが、申立期間④当時、申立人がD社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間④当時の事業主の連絡先等も不明であるため、申立人勤務の状況や厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、別の元従業員は、同社では、2か月から3か月程度の試用期間が有り、その間は厚生年金保険には加入させていなかったとしている。

さらに、申立人は、申立期間④における事業所による保険料控除について、給与から何らかの控除は有ったとしているものの、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

加えて、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①から⑦までについて、それぞれの事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年春ごろ

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 30 年春ごろに勤めていたA社における加入記録が無いとの回答があった。同社には、同じ地区出身者に紹介してもらって入社し勤務していた。当時社内旅行に参加したことを記憶しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間当時の同僚の紹介で昭和 30 年春ごろに入社し、約 1 か月程度勤務していたと申し立てているところ、勤務時期は特定できないものの、同社に勤務していたことは、同社の代表取締役及び当該同僚の陳述から推認することができる。

しかし、当該代表取締役は、「申立人のことは、短期間在職していたB業務従事者として記憶しているが、当社の従業員の厚生年金保険の加入については、入社後しばらく様子を見て、継続勤務しそうな人については、ある程度の人数をまとめて加入手続をしており、勤務期間が短期間の人は加入させておらず、保険料も控除していなかった。」としている。

また、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間当時在職していた記録の有る同僚は、「同社には、3 か月程度の試用期間があった。」としている。

さらに、申立期間に係る同社の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番はみられない。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 63 年 5 月 21 日まで
昭和 55 年 2 月から平成 8 年 10 月 21 日まで A 社に勤務していたのに、社会保険庁の記録では、昭和 63 年 5 月 21 日に資格を取得、平成 8 年 10 月 21 日に資格を喪失となっているのは納得できない。あまりに期間が違っているので、もう一度調査し、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における A 社での在職については、同僚から、「申立期間当時、申立人は B 出張所で勤務していた。」との陳述が有り、このうち、昭和 56 年 2 月から 60 年 1 月の間に入社した同僚からは、「自分が入社した時点では、申立人は既に在職していた。」との陳述が得られたことから推認される。

しかし、同社から提出された被保険者資格取得確認通知書及び被保険者資格喪失確認通知書の内容(昭和 63 年 5 月 21 日に資格を取得、平成 8 年 10 月 21 日に資格を喪失)並びに雇用保険の記録(昭和 63 年 5 月 21 日に資格を取得、平成 8 年 10 月 20 日に離職)では、いずれも、申立人は、C 出張所で勤務を始めた昭和 63 年 5 月 21 日に資格を取得している。これは、申立人の社会保険庁の年金記録と一致しており、申立人が申立期間に B 出張所で被保険者であったとする記録は無い。

また、同社の事業主は、「申立人が、B 出張所とその後 C 出張所で勤務していたことは覚えている。そのうち、B 出張所勤務時は、申立人の都合により、本名でない姓を名のって勤務せざるを得ない特殊な事情があった。」としており、同社の同僚も、「申立人は別姓を名のり、B 出張所の 2 階で自炊していた。アルバイト扱いで、社会保険(厚生年金保険、健康保険)には未加入だったかもしれない。」としている。なお、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険

被保険者名簿には、当該別姓の被保険者の記録も無い。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人の妻には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 26 日から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 50 年 12 月 21 日から 52 年 7 月まで

昭和 46 年 5 月に A 市の B 社に入社後、52 年の 7 月ごろまで同社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②は、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元役員及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間①及び②において同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、B 社は、平成 15 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることから、同社の当時の事業主及び経理担当者に対し、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の有無について照会を行ったものの、当時の資料も無く不明であるとしている。

また、申立期間①及び②に係る雇用保険の離職日の記録は、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録と整合しており、事業主が社会保険事務所に記録されているとおりの厚生年金保険の資格喪失に係る届出を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①の全期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
: ② 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 59 年 10 月 31 日にA社(申立期間①)、60 年 3 月 31 日にB社(申立期間②)をそれぞれ月末退職したが、社会保険事務所の記録では、いずれも退職月が厚生年金保険の未加入期間になっている。月末退職の場合、退職月は、厚生年金保険の被保険者であるはずなので、申立期間①及び②について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 59 年 10 月 31 日にA社を退職したので、同年 10 月は厚生年金保険の被保険者であるはずであると申し立てている。

しかし、申立人のA社における雇用保険の記録では、離職日は昭和 59 年 10 月 31 日ではなく、同月 30 日となっている。

また、A社において昭和 58 年 6 月 1 日から同年 12 月 21 日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 69 人の年金記録をみると、申立人を含む 62 人の資格喪失日が月初日以外の日となっており、この内、申立人と同日入社と同僚 1 人も、申立人と同様に 10 月 31 日に資格を喪失していることが分かる。

申立期間②については、申立人は、昭和 60 年 3 月 31 日にB社を退職したので、同年 3 月は厚生年金保険の被保険者であるはずであると申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録では、昭和 60 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立人は、同日に被保険者資格を喪失しているものと認められる。

加えて、申立人が申立期間①の昭和 59 年 10 月及び②の 60 年 3 月において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認でき

る関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 2 日から 40 年 7 月 26 日まで
厚生年金保険加入期間について、B 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

計算書又は領収書の写しでも送ってほしいと申請したが、何の返事も無く、今回第三者委員会あての申立書が送られてきた。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間の脱退手当金を、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 7 か月後の昭和 41 年 2 月 25 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A 社は、当時の担当者が申立人の脱退手当金の手続を行ったと陳述しており、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月10日から30年11月3日まで
A社B支社を退職する時、被保険者証の返付を受けた。その後、昭和38年12月にC社へ勤務した時、前に勤めていた被保険者証があれば提出して下さいと言われたので継続されているものだと思っていた。

年金を受ける前にその被保険者証が無くなっていたので、社会保険事務所で調べてもらったらA社B支社に勤務していた期間が退職時に脱退手当金を支給済みと言われた。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和30年12月16日に支給決定されていることが確認できるほか、A社B支社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である同年11月3日の前後2年以内に資格を喪失した者20人について、脱退手当金の支給記録をみると、申立人を含め14人が受給していることが確認でき、うち12人については、資格喪失後の5か月以内に支給決定されているほか、支給日も同一の者が散見される。しかも、同年当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 5 月 1 日から 20 年 8 月 16 日まで
私は、昭和 18 年 5 月 1 日から 20 年 8 月 16 日まで A 社又は B 社で F 業務に従事しており、戦災による事業所建物の焼失のため、事業所が C 市 D 区から E 市に移転したことを覚えている。
しかし、社会保険庁に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、上記事業所で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする A 社又は B 社という名称の事業所は、申立人が主張するいずれの所在地でも厚生年金保険適用事業所としての記録は無く、また、商業登記簿を調査したものの、該当事業所は確認できない。

また、申立期間のうち昭和 19 年 9 月 30 日以前の期間は、女子労働者を対象とした厚生年金保険制度（労働者年金保険制度）の発足前のため、制度上、申立人は、厚生年金保険被保険者となることはできなかったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名しか記憶しておらず、同僚等の連絡先を把握することはできなかったため、当時の同僚等から申立人の在職状況及び保険料控除の状況を確認することもできなかった。

加えて、各種の読み方による氏名検索を行ったものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 5 月まで

私は、昭和 45 年 4 月から 46 年 5 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険加入記録が無い。45 年 8 月に妻が長男を出産した時、私の健康保険証を使用しており、同社で厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 社の現在の事業主及び申立期間当時に同社に在籍していたことが厚生年金保険被保険者原票により確認できる同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推定できる。

しかし、A 社の現在の事業主及び当時の同僚は、申立人の同社における在籍期間までは不明であるとしている上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も無い。

また、複数の同僚から、A 社では当時、厚生年金保険に加入するかどうかを従業員自らが選択できたとの陳述が得られたことから、申立期間当時、同社はすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、A 社の厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人の記録は無く、申立期間を含む昭和 43 年 12 月 1 日付けから 46 年 9 月 11 日付けまでの被保険者資格取得者の健康保険番号が欠番も無く連続していることが確認できる上、同社の現在の事業主は、同社が保管する健康保険の記録にも申立人の氏名は見当たらないとしている。

加えて、申立人は、その長男が生まれた際に医療機関で申立人の健康保険証を使用したと申し立てているが、当時の診療録の保存期限が経過している上、医療機関の当時の院長も既に死亡しているため、申立人が使用した健康保険証が A 社の政府管掌健康保険証であったかは確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 20 日から 35 年 8 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で勤務していた昭和 33 年に、D氏がB県C地方に泊られた部屋の品物類を受注し、納めたことを記憶している。同社に確かに勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地や代表者氏名、業務内容等を明確に記憶しており、その内容は、同社に係る閉鎖登記簿謄本の内容とも符合していることから、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社は、社会保険事務所の記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所の記録には雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、上記閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、同社が存在したことは確認できるが、同謄本に記載された事業主及び役員は連絡先が不明であり、また、申立人が記憶していた複数の同僚も連絡先が不明であることから、これらの者から同社における申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立期間の厚生年金保険記録について、申立人の氏名を別読みで検索し、事業所の名称変更による検索を行ったが、該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 9 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録は無いとの回答をもらった。同社でB業務従事者として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月から 53 年 9 月までA社で勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は既に全喪しており、申立事実を確認できる関連資料は無く、申立期間当時の事業主は既に死亡している。

また、申立人が同僚としてただ 1 人名前を挙げている者は、同社の厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録を確認することができるが、当該同僚は申立期間以前に資格を喪失しており、申立期間及び当該同僚の被保険者期間を含めて、被保険者期間が確認できる同僚 22 人に照会したところ、14 人から回答があり、全員が申立人のことを「知らない」と陳述している。

さらに、申立人は当時の給与について、8 万円(入社当時)から 13 万円(退社当時)であったと陳述しているが、昭和 45 年 2 月に資格を取得した同僚(昭和 26 年生)及び同年 3 月に資格を取得した別の同僚(昭和 21 年生)の資格取得時の標準報酬月額はそれぞれ 4 万 5,000 円、4 万 2,000 円となっており、また、47 年 2 月に資格を取得した同僚(昭和 26 年生)の資格取得時の標準報酬月額は 4 万 5,000 円となっており、いずれも申立人の陳述する給与額と大きな差が認められる。

加えて、昭和 40 年 7 月から勤務し、申立期間当時も同社で会計を担当していた同僚は、「繁忙期にC業務の仕事でアルバイトを雇うことがあったが、当該アルバイトは社会保険には加入させていなかった。」と陳述している。

このほか申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。